

沿岸広域振興局長告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年10月8日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 路線名 岩泉平井賀普代線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 下閉伊郡田野畑村切牛191番3地先内
 - (2) 下閉伊郡田野畑村切牛110番7地先から109番1地先まで
 - (3) 下閉伊郡田野畑村切牛110番7地先から109番9地先まで
 - (4) 下閉伊郡田野畑村切牛191番3地先から191番11地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年10月8日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 平成25年10月8日から同年11月8日まで